

会 費 規 程

第 1 条 会則第 5 条の会費に関する事項は、本規程の定めるところによる。

第 2 条 会員は、会費として毎年 10,000 円納めるものとする。ただし大学院生並びに常勤職に就いていない会員は、毎年 7,000 円納めるものとする。日本国外に居住する外国人会員の会費については幹事会が別途定める規程による。

第 2 条の 2 前項に定めた会費区分に変更があった会員は速やかに届け出るものとする。会費の金額の変更は、届け出がなされた年度から適用する。ただし、届け出のあった年度にすでに会費が振り込まれている場合、会費の金額の変更は翌年度から適用する。

附 則 本規程は、1999 年 4 月 1 日から施行する。ただし第 2 条のうちの常勤職に就いていない会員に関する部分は 2012 年 4 月 1 日から施行する。

制 定 1995 年 10 月 21 日

一部改正 1998 年 10 月 24 日（年会費を一般会員は 8,000 円から 10,000 円に、大学院生は 6,000 円から 7,000 円に増額）

一部改正 2007 年 5 月 19 日（第 2 条のうち 外国人会員に関する部分を追加）

一部改正 2011 年 10 月 8 日（第 2 条のうち 常勤職についていない会員に関する部分と第 2 条の 2 を追加）